

# 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

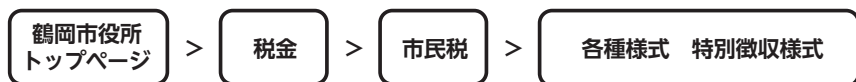
## 目次

特別徴収事務の取り扱いについて	・・・①
特別徴収税額の納入について	・・・②
《記入例》 退職等により一括徴収する場合	・・・③
《記入例》 退職等により普通徴収に変更する場合	・・・④
《記入例》 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合	・・・⑤
《記入例》 就職等により特別徴収へ切り替える場合	・・・⑥
【様式】 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	・・・⑦
【様式】 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書	・・・⑧

## 特別徴収関係の届出・申請の様式は市ホームページからダウンロード・印刷してご使用ください

- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書
- ・特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書
- ・退職所得に係る市民税・県民税納入申告書
- ・市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書
- ・指定通知書（ゆうちょ銀行・郵便局）
- ・特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書

市ホームページはこちらから



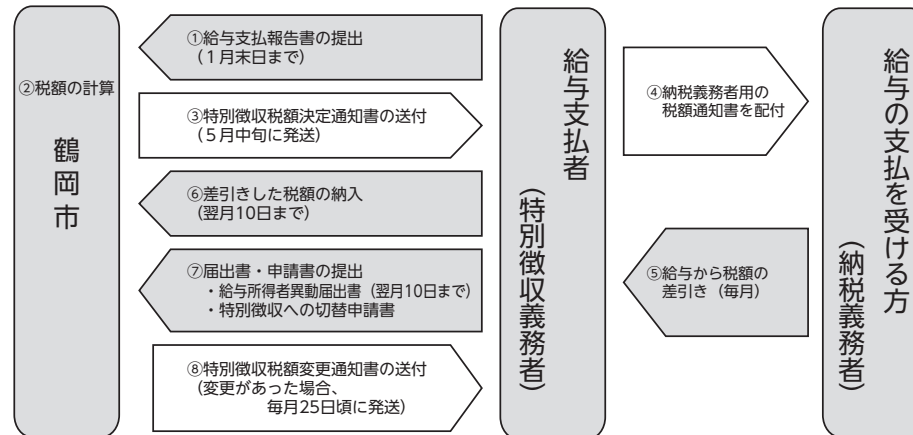
用紙の郵送を希望する場合は、担当課にご連絡ください。  
提出は郵送または担当課窓口にお持ちくださるようお願いいたします。

## 特別徴収関係の手続き・特別徴収税額の納入にeLTAX(地方税ポータルシステム)をご活用ください

特別徴収関係の手続きや特別徴収税額の納入をインターネットですることができます。  
郵送や窓口に来ていただく手間がなく便利です。

利用方法など詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。  
eLTAXホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp>

## 特別徴収事務のおおまかな流れ



## 特別徴収に関する「よくあるご質問」を市ホームページ及び市LINE公式アカウントに掲載しています お問い合わせの前に、ぜひご覧ください

市ホームページはこちらから



LINEは鶴岡市LINE公式アカウントから友達登録してご利用ください



## 山形県鶴岡市役所 総務部課税課

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号  
市ホームページアドレス <https://www.city.tsuruoka.lg.jp>

特別徴収の税額・手続きに関するお問い合わせは … 総務部課税課市民税係  
TEL 0235-35-1163(直通)  
納入に関するお問い合わせは ……………… 総務部納税課  
TEL 0235-35-1183(直通)

# 特別徴収事務の取り扱いについて

## 1. 特別徴収義務者の指定

鶴岡市では、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに鶴岡市市税条例第44条の規定に基づいて、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者を、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定しています。

## 2. 特別徴収とは

給与支払者（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同じように、給与の支払いを受ける方（納税義務者）へ毎月支払う給与から市民税・県民税・森林環境税を差引きし、納入する制度です。

納税義務者ごとの年税額を最大12回に分けて毎月の給与から差引きし、その税額を特別徴収義務者が納入します。

## 3. 特別徴収税額の通知書について

特別徴収税額の決定・変更は「給与所得者に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定（変更）通知書」で通知します。

■特別徴収義務者用の通知書には、納税義務者ごとの特別徴収税額を記載しています。

必ずご確認ください、この通知に基づいて、毎月の給与から税額を差引きしてください。

■納税義務者用の通知書は、開封せずに、納税義務者本人に必ずお渡しください。

## 4. 特別徴収税額の変更について

給与所得者異動届出書や特別徴収への切替申請書の提出により徴収方法が変更になった方がいた場合及び申告等の課税資料により税額等が変更になった方がいた場合は、変更通知書で通知します。変更通知書は、毎月25日頃に発送します。

必ずご確認ください、給与からの差引きは変更後の税額で行ってください。納税義務者用の通知書も送付されている場合は、開封せずに納税義務者本人に必ずお渡しください。

## 5. 退職・休職・転勤等があった場合

納税義務者が給与の支払いを受けなくなり、特別徴収できなくなったときは、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して提出してください。

届出書は異動があった月の翌月10日までに提出してください。提出が遅れますと、特別徴収義務者に督促状が発行される場合があります。また、納税義務者本人や転勤先にも通知ができないこととなります。

◎ 記入例をご参照ください。

◀記入例▶ 退職等により一括徴収する場合 →③ページ

◀記入例▶ 退職等により普通徴収に変更する場合 →④ページ

◀記入例▶ 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合 →⑤ページ

◎ 用紙はしおり⑦ページを複写するか市ホームページからダウンロードしてください。地方税法施行規則に規定される第18号様式を使用いただいても構いません。

## 6. 就職・復職等により新たに特別徴収できる方がいる場合

普通徴収から特別徴収へ切り替えたい方がいるときは「特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して提出してください。

申請を受付し、特別徴収税額が決定しましたら、決定（変更）通知書で通知します。

◎ 記入例をご参照ください。 →⑥ページ

◎ 用紙はしおり⑧ページを複写するか市ホームページからダウンロードしてください。

### 給与支払報告書の徴収区分を変更する場合の手続きについて

給与支払報告書の徴収区分を変更する場合も、届出・申請が必要です。4月15日までに届出書・申請書を提出してください。

#### ■ 給与支払報告書の徴収区分を特別徴収から普通徴収に変更する場合

・4月15日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

・届出受付が4月16日以降となった場合は、令和8年度当初の決定通知書に届出の内容を反映することはできません。6月以降に変更決定となります。

#### ■ 給与支払報告書の徴収区分を普通徴収から特別徴収に変更する場合、新年度から特別徴収開始を希望する場合

・「特別徴収への切替申請書」を提出してください。

6月分から特別徴収開始を希望する場合は4月15日までに申請書を提出してください。

・申請受付が4月16日以降となった場合は、特別徴収開始月を6月分からとすることはできません。6月以降に変更決定となり、特別徴収開始月は7月分以降となります。※6月分から特別徴収開始と申請があっても7月分から開始となりますので、ご了承ください。

## 7. 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更があった場合

「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」に必要事項を記入して提出してください。

◎ 用紙は市ホームページからダウンロードしてください。

市民税・県民税・森林環境税の計算方法は、市ホームページをご覧ください

# 特別徴収税額の納入について

## 1. 納期限

- 納税義務者に支払う毎月の給与から月割額を差引きし、差引きした月割額をまとめて納期限までに納入してください。
- 特別徴収税額の納期限は、各月分の翌月10日です（10日が休日及び金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）。
- ※納期の特例の承認を受けている場合の納期限は、6月分～11月分を12月10日、12月分～翌年5月分を翌年6月10日の年2回となります。

## 2. 特別徴収税額の納期の特例

- 給与の支払いを受ける方が、常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認を受けて毎月の給与から差引きした税額を年2回で納入することができます。
- 希望されるときは「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書」により申請してください。

◎ 申請書は市ホームページからダウンロードしてください。

## 3. 納入方法

- (1) 鶴岡市からお送りした納入書を使用する場合
- 納入書は別冊綴りとなっており、納入金額等をあらかじめ印字しております。**1年間使用していただくものですので、汚したり紛失しないようご注意ください。**
  - 年の途中で納入金額に変更が生じた場合でも、変更後の納入書はお送りしておりません。納入書の金額を訂正・追記して使用してください。**
  - 訂正・追記のしかたは、納入書綴り表紙または市ホームページをご覧ください。
  - 書き損じや用紙が不足した場合は、予備用紙（納入書綴りの後ろ2枚）を使用してください。
  - 納入のときは下記の取扱金融機関で納入してください。

荘内銀行本支店・出張所、山形銀行本支店、きらやか銀行本支店、鶴岡信用金庫本支店、鶴岡市農業協同組合本支所、庄内たがわ農業協同組合支所・出張所、東北労働金庫本支店、山形県漁業協同組合由良支所・念珠関支所、ゆうちょ銀行、郵便局

- 東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入していただく場合は、利用するゆうちょ銀行・郵便局を本市の取扱金融機関として指定する必要があります。
- 「指定通知書」に利用するゆうちょ銀行名・郵便局名を記入し、第一回目の月割額を納入するときにそのゆうちょ銀行・郵便局の窓口へ提出してください。

◎ 指定通知書は市ホームページからダウンロードしてください。

- (2) 地方税共通納税システムによる電子納税を利用する場合
- 地方税共通納税とは、インターネットを利用して地方税の納付手続きを電子的に行うことです。利用方法など、詳しくはe L T A Xホームページをご覧ください。
- (3) 私製の納入書及び金融機関で行っている地方税納入事務代行サービスを利用して納入する場合
- 下記の事項を記入してください。

市町村コード	: 062031
特別徴収義務者指定番号	: (特別徴収税額決定通知書に記載された7桁の番号)
特別徴収月	: ●年●月分

※金融機関で行っている地方税納入事務代行サービスやインターネットバンキングを利用して納入する場合、利用方法など詳細につきましては各金融機関にお問い合わせください。

## 4. 滞納処分（納期限までにこの税金を納入しなかった場合）

地方税法第15条～第15条の9、第331条、第335条

- 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。なお災害、疾病等で納期限内に税を納めることが困難な方等は、法に基づく納税の猶予ができる場合がありますので、速やかに納税課にご相談ください。

## 5. 督促手数料

市税条例第21条

- 1通について70円

## 6. 延滞金

地方税法第20条の4の2・第326条、地方税法附則第3条の2、市税条例第19条及び市税条例附則第3条の2

- 納期限までに税金が完納されないときは延滞金を納めなければなりません。令和8年1月1日から令和8年12月31日までの延滞金は以下のとおりです。
- ① 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年2.8%の割合を乗じて計算した額
- ② ①の期間の経過後は①の額に加え、その日数に応じ、年9.1%の割合を乗じて計算した額

## 7. 退職所得に係る市民税・県民税について

- 退職所得に係る市民税・県民税は、分離課税として退職手当等を支払う際に特別徴収義務者が税額を計算し、退職手当等からその税額を徴収し納入することになっています。

◎ 計算方法と納入手続きについては、市ホームページをご覧ください。

# 《記入例》 退職等により一括徴収する場合

- 退職等した方の未徴収税額を、最後に支払う給与や退職手当等から差引きしてまとめて一括で納入する場合の記入例です。
- 届出書は異動があった月の翌月10日までに提出してください。提出が遅れますと、特別徴収義務者に督促状が發送される場合があります。
- 1月から4月までに退職等した場合は、未徴収税額を一括徴収することが地方税法上義務付けられています。6月から12月までに退職等した場合は、本人からの申し出により一括徴収することができます。
- 届出を受付し税額の変更が決定しましたら、変更通知書で通知します。
- 用紙は⑦ページを複写するか市ホームページからダウンロードしてください。地方税法施行規則に規定される第18号様式を使用しても構いません。

令和8年度		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書					
鶴岡市長様		所在地 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25		特別徴収義務者指定番号 1800123					
令和8年11月2日 提出		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ		給与所得者の宛名番号 1234567					
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称 〇〇株式会社		担当者 連絡先					
		個人番号 又は法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		所属 〇〇課					
				氏名 △△△△					
				電話 0235-00-0000 内線( 〇〇〇 )					
給 与 所 得 者	フリガナ	ツルオカ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏名	鶴岡 太郎							
	生年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日							
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3							
	受給者番号								
1月1日 現在の住所	鶴岡市泉町〇番〇-〇号		175,000 円	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	8 年	1	1 退職 2 転勤 3 休職・育休・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 ( )	1 特別徴収継続 (下の1を記入) 2 一括徴収 (下の2を記入) 3 普通徴収 (下の3を記入)
異動後の 住所	同上		73,500 円	101,500 円	10 月 30 日				
特別徴収義務者の 指定番号									
所在地									
フリガナ									
氏名又は名称									
通知書の年税額 を記入									
すでに徴収した月と その税額を記入									
未徴収月と その税額を記入									
2. 一括徴収の場合 (1月から4月までの退職等の場合は必ず一括徴収してください)	理由 1. 異動が 令和 8 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定年月日 11 月 25 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 101,500 円	左記の一括徴収した税額は、 11 月分( 12 月 10 日 納入期限分)で 納入します。				
3. 普通徴収の場合(本人が納付)	理由 1. 異動が 令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため								
一括徴収した税額の納入月を記入 ※必ず記入してください									

- 作成にあたって留意していただきたいこと
  - (1) 届出書はもれなく記入してください。
  - (2) 「異動の事由」は該当する番号を記入してください。事由が「3. 休職・育休・長欠」の場合で、予定期間がわかればその期間を ( ) に記入してください。
  - (3) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」は「2 (一括徴収)」とし、下の「2.一括徴収の場合」も必ず記入してください。

# ≪記入例≫ 退職等により普通徴収に変更する場合

- 6月から12月までに退職等した方で、本人から未徴収税額を一括徴収する申し出がなく、その未徴収税額を普通徴収（本人が納付書や口座振替で納める方法）に変更する場合の記入例です。
- 届出書は異動があった月の翌月10日までに提出してください。提出が遅れますと、特別徴収義務者に督促状が発送される場合があります。
- 1月から4月までに退職等した場合は、未徴収税額を一括徴収することが地方税法上義務付けられていますが、最後の給与支払額が少額で未徴収税額を一括徴収できない場合は、異動後の未徴収税額の徴収方法を「普通徴収」として提出してください。
- 届出を受付し税額の変更が決定したら、変更通知書で通知します。また、本人に未徴収税額を納税通知書で通知します。
- 用紙は⑦ページを複写するか市ホームページからダウンロードしてください。地方税法施行規則に規定される第18号様式を使用しても構いません。

令和8年度		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
鶴岡市長様		所在地 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25		特別徴収義務者指定番号 1800123	
令和8年11月2日 提出		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ		給与所得者の宛名番号 1234567	
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称 〇〇株式会社		担当者 連絡先	
個人番号 又は法人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		所属 〇〇課	
フリガナ ツルオカ タロウ		氏名 鶴岡 太郎		氏名 △△△△	
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 175,000円		電話 0235-00-0000 内線( 〇〇〇 )	
個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		(イ) 徴収済額 73,500円		異動年月日 8年10月30日	
受給者番号		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 101,500円		異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職・育休・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 ( )	
1月1日現在の住所 鶴岡市泉町〇番〇-〇号		異動後の住所 同上		異動後の未徴収税額の徴収方法 3 特別徴収継続 (下の1を記入) 2 一括徴収 (下の2を記入) 3 普通徴収 (下の3を記入)	
1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ必ず連絡してください)		通知書の年税額を記入		すでに徴収した月とその税額を記入	
(新しい勤務先) 特別徴収義務者指定番号		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
所在地		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
フリガナ		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
氏名又は名称		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
電話		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
内線( )		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
受給者番号		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
2. 一括徴収の場合(1月から4月までの退職等の場合は必ず一括徴収してください)		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
理由		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
右から番号を記入		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
1. 異動が 令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
2. 異動が 令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
徴収予定年月日		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
徴収予定額(上記(ウ)と同額)		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
月 日 円		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
左記の一括徴収した税額は、		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
月分( 月 日 納入期限分)で		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
納入します。		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
3. 普通徴収の場合(本人が納付)		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
理由		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
右から番号を記入		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
1. 異動が 令和 8 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	
3. 死亡による退職であるため		通知書の年税額を記入		未徴収月とその税額を記入	

- 作成にあたって留意していただきたいこと
  - (1) 届出書はもれなく記入してください。
  - (2) 「異動の事由」は該当する番号を記入してください。  
事由が「3. 休職・育休・長欠」の場合で、予定期間がわかればその期間を( )に記入してください。
  - (3) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」は「3(普通徴収)」とし、下の「3.普通徴収の場合」も必ず記入してください。

# 《記入例》 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

- 現在の勤務先で特別徴収している方が、新しい勤務先でも継続して特別徴収する場合の記入例です。
- 届出書は異動があった月の翌月10日までに提出してください。提出が遅れますと、特別徴収義務者に督促状が発送される場合があります。
- 特別徴収を継続する場合は、現在の勤務先から新しい勤務先に必ず連絡をし、現在の勤務先で届出書を作成してください。
- 届出を受付し税額の変更が決定しましたら、現在の勤務先と新しい勤務先に決定（変更）通知書をお送りします。
- 用紙は⑦ページを複写するか市ホームページからダウンロードしてください。地方税法施行規則に規定される第18号様式を使用しても構いません。

令和8 年度		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
鶴岡市長様		所在地 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25		特別徴収義務者指定番号 1800123	
令和8年11月2日 提出		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ		給与所得者の宛名番号 1234567	
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称 〇〇株式会社		担当者 連絡先	
個人番号 又は法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		個人番号の記載に当たっては、左端を 空欄とし右詰めで記載		所属 〇〇課	
フリガナ ツルオカ タロウ		氏名 鶴岡 太郎		氏名 △△△△	
生年月日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 175,000 円		電話 0235-00-0000 内線( 〇〇〇 )	
個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		(イ) 徴収済額 6 月から 10 月まで 73,500 円		異動年月日 8 年 2 月 10 日	
受給者番号		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 101,500 円		異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職・育児・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 ( )	
1月1日 現在の住所 鶴岡市泉町〇番〇-〇号		異動後の住所 同上		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 特別徴収継続 (下の1を記入) 2 一括徴収 (下の2を記入) 3 普通徴収 (下の3を記入)	
1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ必ず連絡してください)					
特別徴収義務者 指定番号 4444444		法人番号 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		新しい勤務先へは、月割額 14,500 円を 11 月分( 12 月 10 日 納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
所在地 鶴岡市泉町4-20		所属 〇〇課		受給者番号	
フリガナ △△ピョウイン		担当者 連絡先		電話 0235-00-0000 内線( 〇〇〇 )	
氏名又は名称 △△病院		電話		受給者番号	
2. 一括徴収の場合(1月から4月までの退職等の場合)					
理由 右から 番号を 記入 1. 異動 2. 異動		徴収予定額(上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額 月分( 月 日 )で 納入します。	
3. 普通徴収の場合(本人が納付)					
理由 右から 番号を 記入 1. 異動 2. 令和 3. 死亡による退職であるため					

通知書の「指定番号」及び「宛番号」を記入

現在の勤務先では新しい勤務先に連絡をして新しい勤務先の情報も記入してください  
※新規の場合は指定番号は空欄

現在の勤務先から新しい勤務先に『特別徴収の月割額と開始月』を必ず連絡してください

- 作成にあたって留意していただきたいこと
  - (1) 届出書はもれなく記入してください。
  - (2) 「異動の事由」は該当する番号を記入してください。
  - (3) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」は「1（特別徴収継続）」とし、下の「1.特別徴収継続の場合」も必ず記入してください。

# 《記入例》 就職等により特別徴収に切り替える場合

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書

鶴岡市長 様	所在地 〒 997-8601 鶴岡市馬場町9番25号	特別徴収義務者 指定番号 1800123
フリガナ 〇〇 カブシキガイシャ	フリガナ 〇〇 カブシキガイシャ	所属 〇〇課
氏名又は名称 〇〇 株式会社	担当者 連絡先 氏名 △△△△	氏名 △△△△
個人番号 又は法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	電話 0235-〇〇-〇〇〇〇 内線( 〇〇 )	

通知書の指定番号を記入  
※新規の場合は空欄

■ 作成にあたって留意していただきたいこと  
(1) 申請書はもれなく記入してください。

下記の者について、普通徴収 2 期以降を 8 月分から 特別徴収します。\*1

フリガナ ツルオカ タロウ	通知書番号 1234567
氏名 鶴岡 太郎	普通徴収 1 期分まで
生年月日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	納付状況 40,000 円 納付済です。
1月1日現在の 住 所 鶴岡市 泉町1番2-304号	申請理由 2 1. 本人からの申し出のため 2. 入社のため(入社年月日: R8.7.1) 3. その他( )
現 住 所 同上	
受給者番号	

eLTAXで税額通知の受取をしている場合は必ず記入

- (2) 「※1」について
- 普通徴収の納期限の過ぎた税額は、特別徴収に切り替えることはできません。  
(普通徴収の納期限 1期：6月末日、2期：8月末日、3期：10月末日、4期：1月末日)
  - 特別徴収の開始月は、下記の特別徴収変更可能月一覧表を確認のうえ、給与から税額の差引きが可能な月を記入してください。
  - 特別徴収変更可能月より前の開始月で申請があった場合は、開始月を変更していただく場合があります。
  - 本市では、特別徴収税額は通知書の送付にてお知らせしており、お電話での税額連絡は致しかねますので、ご了承ください。
  - 空欄の場合は、本市において決定させていただきます。
- (3) 「※2」について
- 普通徴収の通知書番号及び納付状況は、本人に確認のうえ、記入してください。
  - 普通徴収の納税通知書が届いていない場合、※2は記入不要です。

- 就職や復職等で特別徴収に切り替える場合の記入例です。
- 用紙は⑧ページを複写するか市ホームページからダウンロードしてください。
- 特別徴収への切り替えは、前年中に給与収入のあった方に限ります。
- 4月1日現在65歳以上の方の公的年金に係る税額は給与からの特別徴収にすることはできません。年税額を特別徴収・普通徴収・年金特別徴収で分けて納めていただく場合があります。
- 申請書を受付し税額が決定しましたら、決定(変更)通知書をお送りします。

- (4) 令和9年2月10日以降の特別徴収への切り替えについて
- 令和8年度分の申請書の受付は、令和9年2月9日までとなります。
  - 2月9日までに申請書を提出できず、納期限前の税額がある場合は普通徴収で本人から納めていただくことになります。
  - 令和9年度から特別徴収を開始することはできますので、新年度分の申請書を令和9年4月15日までに提出してください。

令和8年度 特別徴収変更可能月一覧表

特別徴収 変更可能月	6月分～	7月分～	7月分～	8月分～	9月分～	10月分～	11月分～	12月分～	1月分～	2月分～	3月分～
申請書の 受付メ切日	令和8年 4月15日	令和8年 5月19日	令和8年 6月15日	令和8年 7月8日	令和8年 8月14日	令和8年 9月10日	令和8年 10月14日	令和8年 11月12日	令和8年 12月15日	令和9年 1月14日	令和9年 2月9日
税額通知の 発送予定日	令和8年 5月15日	令和8年 6月10日	令和8年 6月24日	令和8年 7月24日	令和8年 8月25日	令和8年 9月24日	令和8年 10月23日	令和8年 11月24日	令和8年 12月24日	令和9年 1月25日	令和9年 2月19日

年度

給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

鶴岡市長様  令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ											給与所得者の宛名番号		
		氏名又は名称											担当者 連絡先	所属	
		個人番号 又は法人番号													

給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名																							
	生年月日	年	月	日																				
	個人番号																							
	受給者番号																							
	1月1日 現在の住所																							
異動後の 住所											円	円	円	年	月	日	1 退職 2 転勤 3 休職・育休・長欠 { . . . ~ . . . } 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 ( )	1. 特別徴収継続 (下の1を記入) 2. 一括徴収 (下の2を記入) 3. 普通徴収 (下の3を記入)						

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ必ず連絡してください)

(新しい 勤務先 特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号											法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分( 月 日 納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地											担当者 連絡先	所属												
	フリガナ												氏名												
	氏名又は名称												電話												
																							内線( )	受給者番号	

2. 一括徴収の場合 (1月から4月までの退職等の場合は必ず一括徴収してください)

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が 令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定年月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分( 月 日 納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が 令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月	日	

3. 普通徴収の場合(本人が納付)

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が 令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	現年度	新年度
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
		3. 死亡による退職であるため		

※市処理欄	支援		
	i		

- この届出書は、異動があった月の翌月の10日までに提出してください。
- 複写してご使用ください。なお、市ホームページから様式をダウンロードできます。
- 地方税法施行規則に規定される第18号様式を使用しても構いません。

年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書

鶴岡市長 様  年 月 日 提出	（特別徴収義務者） 給与支払者	所在地	〒						特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ							担当者 連絡先	所属
		氏名又は名称								氏名
		個人番号 又は法人番号								電話

下記の者について、普通徴収  期以降を  月分から 特別徴収します。※1

給与 所得者	フリガナ					普通 徴収 ※2	通知書番号		
	氏 名						納付状況	普通徴収 <input type="text"/> 期分まで	<input type="text"/> 円 納付済です。
	生年月日	年	月	日	申請理由 <input type="text"/> <small>右から 番号を記入</small>	1. 本人からの申し出のため			
	1月1日現在の 住 所	鶴岡市				2. 入社のため(入社年月日 : )			
	現 住 所					3. その他 ( )			
	受給者番号					備考			

※1 ・普通徴収の納期限が過ぎた税額は、特別徴収に切り替えることはできません。

↳ 1期…6月末日、2期…8月末日、3期…10月末日、4期…1月末日

・特別徴収の開始月は、特別徴収のしおり⑥ページに記載の「特別徴収変更可能月一覧表」を確認のうえ、給与から税額の差引きが可能な月を記入してください。

特別徴収税額は通知書の送付にてお知らせしており、お電話での税額連絡は致しかねますので、ご了承ください。

※2 ・普通徴収の通知書番号と納付状況は本人に確認のうえ記入してください。

・本人に普通徴収の納税通知書が届いていない場合、※2は記入不要です。

● 複写してご使用ください。なお、市ホームページから様式をダウンロードできます。

※市 処理 欄	<input type="checkbox"/> 回収済	支 援	現年度	新年度
	<input type="checkbox"/> 抜き済			
	<input type="checkbox"/> 税額連絡 ( / )	i		